

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

公立大学法人秋田県立大学一般事業主行動計画

すべての教職員が仕事と子育てを両立させ安心して働き続けることができ、また女性教職員が職業生活においてその希望に応じ十分に能力を発揮し活躍できる環境を整備するため、次のとおり行動計画を策定します。

1 計画期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間

2 内容

(1) 子育てを行う職員の仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備

目標1：妊娠及び出産に伴って職員が利用できる子育て支援制度の活用を勧めるため、積極的に支援制度の情報を提供するとともに、制度の充実を図る。

【具体的目標値】

- ・女性の育児休業取得率90%以上
- ・男性の育児休業取得 2人以上

目標2：子の看護等休暇の拡充により取得を促進する。

目標3：テレワークシステムを構築し、育児との両立がしやすい環境を整備する。

【対策】

- 令和7年4月1日～
- ・制度内容をまとめたハンドブックを作成し、イントラネットに掲載、休暇制度等について理解を促す。
 - ・規程改正により子の看護等休暇の内容を拡充する。
- 令和8年4月1日～
- ・情報基盤を構築し、テレワーク環境を整備する。
- 令和9年4月1日～
- ・テレワーク体験者の意見を集約し、よりよい制度への見直しを行い、更なる利用を積極的に呼びかける。

(2) 働きやすい職場環境の整備

目標4：時差出勤制度の本格実施により、時間外勤務の縮減を図るとともに、職員個人のニーズにあった休暇の取得など、働きやすい職場環境を整備する。

【具体的目標値】

- ・時間外勤務延べ人数及び総時間の縮減（毎年度2%以上）※事務系職員に限る。

【対策】

- 令和7年4月1日～
- ・時差出勤制度を本格実施し、個々のワークライフバランスに応じた勤務時間を選択可能とすることにより、時間外勤務の縮減を図る。
 - ・時間外労働は例外的な場合に行われるものであるという認識を持たせるため、時間外勤務をする場合は事前命令を徹底し、帰宅しやすい職場環境を整える。
 - ・長期休業（夏季休業及び冬季休業）、ゴールデンウィーク、年末年始等における休暇連続取得を奨励する。

(3) 女性の活躍推進に関する取組

目標5：管理職（チームリーダー以上）に占める女性労働者の割合を30%以上とする。

【対策】

- 令和7年4月1日～
- ・積極的な広報により、優秀な女性応募者の増加を図る。
 - ・働く女性の意識改革を図るため、研修の機会を積極的に設ける。
- 令和8年4月1日～
- ・女性管理職に対するヒアリングの実施。